協会ニュース No.19

平成18年２月１日発行

ISO 14001
JQA-EM3470

熊本県知事指定検査機関

社団法人 熊本県浄化槽協会

本部／〒862-0965 熊本市田井島３丁目９番18号
TEL (096) 370 - 3355　FAX (096) 370 - 3388
URL http://www.ajk.or.jp

目次

１．会長挨拶 …… 2
２．皆吉会長　黄綬褒章受章 …… 3
３．東田支部長　　大臣表彰 …… 3
４．行政だより
　１）浄化槽法の一部改正について …… 4
　２）18年度浄化槽推進関係予算決定 …… 7
　３）17年度浄化槽設置整備事業内示基数 …… 8
５．各種委員会報告 …… 9
６．地域別連絡会議開催 …… 11
７．熊本工業高校インターンシップ就業体験 …… 11
８．お知らせ
　１）「個人情報保護法案」施行に関して …… 12
　２）設置届書の取り扱いに関して …… 13
　３）浄化槽タウンミーティング熊本 …… 14
　４）全国浄化槽技術研修集会開催について …… 15
９．編集後記 …… 15

ご　挨　拶

新年明けましておめでとうございます。

2006年の初めにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。会員の皆様におかれましては、昨年はどの様な一年間だったでしょうか。

私事ではございますが私におきましては、昨年11月秋の褒章において、「黄綬褒章」を皇居にて受章致しましたことをご報告し、この場をお借りして皆様に厚くお礼を申し上げます。私一人でこの褒章を受章したのではなく、会員の皆様が浄化槽を通して積み重ねられた、環境への貢献に対する賜物と理解しておりますれば、会長として更に身の引き締まる思いでおります。

また、本年度は浄化槽法の改正が２月より施行されることとなり、会員の皆様の大きな関心事と存じます。本誌でも紹介することとなりましょうが、改正浄化槽法に対するご理解ご協力をお願いし、皆様へのご挨拶とさせて頂きます。

社団法人 熊本県浄化槽協会
会長　**皆吉　　剛**

皆吉会長黄綬褒章受章

会長の挨拶にもありましたが、昨年秋の褒章が11月３日付けで発令され、県内からは12人の受章者が選ばれました。

様々な仕事に励み，周囲の模範となった人の送られる黄綬褒章５人、公共の利益に尽くした人に贈られる藍綬褒章に７人。皆吉会長におかれましては昨年11月16日皇居において、黄綬褒章受章の栄に浴されました。

また、朝日新聞のインタビューを受けられ、同紙の11月２日朝刊に掲載されております。

熊本　11版　2005年(平成17年)11月2日　水曜日

秋の褒章に12人

黄綬褒章
ユニセツ社長・皆吉剛さん

浄化槽の担う役割広める

11月２日朝日新聞掲載記事

東田慎一氏（大東工業）　国土交通大臣顕彰受賞

平成17年７月９日祝賀会でのスナップ

東田慎一宇城支部長におかれましては、平成17年５月31日付けで、「優秀施工者国土交通大臣顕彰」を受賞されました。

左の写真は国土交通大臣顕彰祝賀会における東田支部長ご夫婦のスナップです。

また、17年度における環境大臣、県知事表彰協会会員受賞者は以下のとおりです。

17年度『環境大臣表彰』

支部名	氏　名	事業所
熊本支部	正源司　渡	㈱健康舎
御船支部	上田　靖也	㈲福富建設

17年度『環境整備功労者知事表彰』

支部名	氏　名	事業所
熊本支部	杉浦　慶司	㈱協働社
宇城支部	坂本　国光	坂本住設
八代支部	野田　義治	㈱野田設備
水俣支部	久木田広八	㈱クキタ
天草支部	辰元　達雄	㈲牛深環境整備センター

行政だより

浄化槽法施行規則の一部を改定する省令の公布について

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令が９月26日をもって公布されました。
本省令は、環境省関係浄化槽法施行規則について、本年の通常総会で成立した浄化槽法の一部を改正する法律（平成17年法律第47号）において省令に規定するよう委ねられた事項について規定する等の改定を行うものです。

１、概　要

（１）浄化槽からの放流水の水質基準について
　　ＢＯＤ20㎎／ℓ以下及びＢＯＤ除去率90％以上
（２）第７条検査（設置後等の水質検査）の検査時期について
　　使用後３ヶ月を経過した日から５ヶ月間
（３）指定検査機関から都道府県への検査結果の報告について
　　①報告時期：毎月末までにその前月中に実施した検査について報告
　　②報告内容：検査を行った年月日、浄化槽管理者の氏名・住所、浄化槽の設置場所、検査結果　等
（４）浄化槽の使用の廃止の届け出について　等

２、施行年月日

平成18年２月１日

以上となります。
（１）放流水の技術上の基準の設定により、新設される浄化槽の放流水質基準は、ＢＯＤ20㎎／ℓ以下となります。
（２）現在、７条検査は使用開始後６ヶ月から８ヶ月の間で行われておりますが、使用開始後３ヶ月から８ヶ月の間で行うことと決められ、不適正浄化槽を早期に発見し指導することが可能となります。
（３）指定検査機関が水質に関する検査を実施した場合、遅滞なく環境省令で定められた事項を、都道府県知事に報告しなければならないこととなりました。
（４）浄化槽の設置状況の把握を図るため、浄化槽を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならないこととなりました。

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令の新旧対照表

改　正　後	改　正　前
（放流水の水質の技術上の基準） 第一条の二　法第四条第一項の規定による浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準は、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラム以下であること及び浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数	

改　正　後	改　正　前
値で除して得た割合が九十パーセント以上であることとする。ただし、みなし浄化槽については、この限りではない。	
（保守点検の技術上の基準） 第二条　法第四条七項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次の通りとする。 一　浄化槽の正常の機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。 イ　第一条の準則の遵守の状況 ロ～ヘ　(略) 二～十八　(略)	（保守点検の技術上の基準） 第二条　法第四条五項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次の通りとする。 一　浄化槽の正常の機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。 イ　前条の準則の遵守の状況 ロ～ヘ　(略) 二～十八　(略)
（清掃の技術上の基準） 第三条　法第四条第八項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次の通りとする。 一～十三　(略)	（清掃の技術上の基準） 第三条　法第四条第六項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次の通りとする。 一～十三　(略)
（設置後等の水質検査の内容等） 第四条　法第七条第一項の環境省令で定める期間は、使用開始後三月を経過した日から五月間とする。 2　法第七条第一項の規定による設置後等の水質検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところによるものとする。 3　(略)	（設置後等の水質検査の内容等） 第四条 法第七条の規定による設置後等の水質検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところによるものとする。
（設置後等の水質検査の報告） 第四条の二　法第七条第二項の規定による報告は、毎月末までに、その前月中に実施した設置後等の水質検査について行わなければならない。 2　法第七条第二項の環境省令で定める事項は次の通りとする。 一　設置後等の水質検査をおこなった年月日 二　浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所 三　設置場所 四　法第十三条第一項又は第二項の認定を受けている浄化槽にあたっては、当該浄化槽を製造した者の氏名又は名称及び浄化槽の名称	

改　正　後	改　正　前
五　浄化槽工事及び保守点検を行った者の氏名又は名称（設置後等の水質検査の前に清掃を行った場合にあっては、当該清掃を行った者の氏名又は名称を含む。）	
六　設置後等の水質検査の結果（浄化槽の機能に障害が生じ、又はおそれがあると認められる場合にあっては、その原因を含む）	
（定期検査の内容等） 第九条　法第十一条第一項の規定による定期検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところによるものとする。 二　（略）	（定期検査の内容等） 第九条　法第十一条の規定による定期検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところによるものとする。 二　（略）
（定期検査の報告） 第九条の二　第四条の二の規定は、法第十一条第二項において、準用する法第七条二項の規定による報告について準用する。この場合において、第四条の二中「設置後等の水質検査」とあるのは「定期検査」と同条二項第五号中「浄化槽工事及び保守点検行った者の氏名又は名称（設置後等の水質検査の前に清掃を行った場合にあっては、当該清掃を行った者の氏名又は名称を含む。）」とあるのは「前回の定期検査（定期検査を受けたことのない浄化槽にあっては、設置後等の水質検査）の後に保守点検及び清掃を行った者の名称」と読み替えるものとする。	
（廃止の届出） 第九条の三　法第十一条の二の規定による届出は、様式第一号の届出書を提出することにより行うものとする。	
（標記の記載事項等） 第十三条　（略） 2　法第三十九条の規定により浄化槽清掃業者が掲げる標識は，様式一号の二によるものとする。 様式第一号（第九条の三関係） 様式第一号の二（第十三条関係）	（標記の記載事項等） 第十三条　（略） 2　法第三十九条の規定により浄化槽清掃業者が掲げる標識は，様式一号によるものとする。 様式第一号（第十三条関係）

速報 平成18年度浄化槽推進関係予算決定！！

平成17年12月全国浄化槽団体連合会より

浄化槽整備事業の内訳

上段（　）は内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島)計上分を含めた額　　(単位：百万円)

	平成17年度予算額	平成18年度予算額	対前年度比%
浄化槽整備事業総額	(27,357) 26,429	(27,235) 26,429	(99.6) 100.0
循環社会形成推進交付金	(3,928) 3,000	(14,485) 13,679	(368.8) 456.0
汚水処理施設整備交付金 （内閣府計上）	(7,500) 7,500	(12,750) 12,750	(170.0) 170.0
浄化槽整備費補助金	(15,929) 15,929	(0) 0	(－) －

平成18年度浄化槽推進関係予算について

全国浄化槽団体連合会の速報によると、平成18年度の浄化槽整備推進関係予算は、総額で平成17年度比とほぼ同額の272億3500万円が確保された。

また、補助金は廃止され、循環型社会形成推進交付金と汚水処理設備交付金に浄化槽整備の予算が計上されることとなった。

一方、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるため、一定の場合に限られるものの、単独処理浄化槽の撤去費を助成対象とすることが認められた。

１．健全な水環境に資する浄化槽の整備促進

26,429百万円

汚水処理施設の効率的・効果的な整備を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため、健全な水環境に資する浄化槽整備の一層の促進に必要な予算を計上。

○循環型社会形成推進交付金　　13,679百万円

循環型社会形成推進交付金に浄化槽の整備に要する予算を計上。

○地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)（内閣府に計上）総額137,700百万円の内数

12,750百万円

地域再生計画に基づいて、環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水整備を効率的に行うために、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な予算。

２．国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し

基準額の特例の創設

○合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去を基準額の特例として助成対象とする。

既存の単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するため、単独処理浄化槽を撤去しなければ合併処理浄化槽を設置できない場合で、次の要件等を満たす場合は基準額の特例を適用する。

対象地域

●湖沼水質保全特別措置法の指定地域
●水質汚濁防止法の水質総量規制の指定地域
●水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域

対象浄化槽

●使用開始後10年以内の単独処理浄化槽

対象要件

●現行の助成制度で対応できない場合

基準額の適正化

○通常浄化槽の基準額について実勢価格を参考に適正化を図る。

浄化槽一口メモ

(ディスポーザ対応型浄化槽に新製品登場)

アムズ㈱・㈱クボタ・㈱ダイキアクシス・フジクリーン工業㈱の４社協同開発による「ディスポーザ対応型浄化槽」が新発売されました。

ディスポーザは生ゴミを粉砕して水で流すことから、家庭から排出する有機物の負荷を著しく上昇させます。ディスポーザの単独設置は条例等で禁止されており、下水道の有無に関わらず、何らかのデスポザー排水処理装置を設置しなければなりません。

一般の浄化槽ではディスポーザ排水まで処理することはできず、浄化槽地域では、ディスポーザ対応型浄化槽の設置が合理的となります。

今回４社でＯＥＭ開発された浄化槽の処理方式は「流量調整型個液分離嫌気ろ床担体流動循環方式」で処理水の性能評価値はＢＯＤ＝15㎎／ℓ・T-N=20 ㎎／ℓ・SS＝20 ㎎／ℓとなっております。

平成17年度 熊本県浄化槽設置整備事業内示基数（第２次）

環境省は平成17年11月22日付けで、平成17年度の浄化槽設置整備事業計画（第２次）を発表しました。熊本県の内示は以下の通りです。

（単位：千円）

事業主体	浄化槽設置整備事業		
	内示設置基数	内示額	
		基本額	補助額
熊本市	79	31,899	10,633
八代市	164	64,614	21,538
人吉市	28	11,268	3,756
荒尾市	65	26,115	8,705
水俣市	20	7,650	2,550
玉名市	185	72,252	24,084
本渡市	99	39,144	13,048
山鹿市	39	15,561	5,187
牛深市	41	15,186	5,062
菊池市	53	21,042	7,014
宇土市	59	22,812	7,604
上天草市	42	16,338	5,446
宇城市	65	25,785	8,595
阿蘇市	154	59,748	19,916
城南町	52	18,813	6,271
美里町	20	7,935	2,645
玉東町	50	18,885	6,295
三加和町	40	15,978	5,326
植木町	160	62,271	20,757
大津町	31	11,994	3,998
小国町	15	5,766	1,922
産山村	10	3,996	1,332
高森町	20	7,815	2,605
西原村	100	38,358	12,786
御船町	60	22,665	7,555
嘉島町	41	16,035	5,345
益城町	31	12,279	4,093
甲佐町	22	8,688	2,896
山都町	60	24,192	8,064
氷川町	17	6,816	2,272
芦北町	50	19,410	6,470
津奈木町	21	7,941	2,647
錦町	27	9,765	3,255
多良木町	21	7,776	2,592
湯前町	10	4,053	1,351
水上村	7	2,649	883
相良村	5	2,055	685
五木村	13	4,830	1,610
山江村	17	6,987	2,329
球磨村	18	6,828	2,276
あさぎり町	13	5,280	1,760
有明町	12	4,647	1,549
栖本町	35	13,530	4,510
五和町	22	8,643	2,881
河浦町	19	7,404	2,468
（４５）			
合　計	**2,112**	**823,698**	**274,566**
***離島分**	**循環型社会形成推進事業**		
事業主体	**内示設置基数**	**基本額**	**補助額**
御所浦町	*****	**2,643**	**1,321**

***基数の発表無し**

事業主体	浄化槽市町村整備推進事業		
	内示設置基数	内示額	
		基本額	補助額
八代市	37	35,932	11,977
玉名市	23	27,013	9,004
菊池市	95	97,060	32,353
美里町	25	24,960	8,320
菊水町	20	20,727	6,909
南関町	20	44,063	14,687
南小国町	20	20,868	6,956
小国町	20	19,692	6,564
南阿蘇村	86	102,477	34,159
芦北町	20	21,238	7,079
倉岳町	25	25,690	8,563
新和町	40	37,569	12,523
苓北町	70	70,048	23,349
天草町	10	16,146	5,382
（１４）			
合　計	**511**	**563,483**	**187,825**
（６０）			
総合計	***2,623**	**1,389,824**	**463,712**

***御所浦町の基数は含まず**

［環境＆福祉ビジネスフェア開催］

毎年、グランメッセで開催される「環境＆福祉ビジネスフェア」は，本年度も熊本県新産業振興課主催のもと益城町グランメッセで２月10日(金) 11日(土) 12日(日) に開催されます。

例年当協会におきましても展示ブースを開設し、合併処理浄化槽の普及啓発及び法定検査の受検呼びかけに勤めております。

会員各位の多数のご来場をお待ちしております。

各種委員会報告

ワーキンググループ中間報告書を法定検査会へ上申

１月17日（火）開催の第５回法定検査会において、ワーキンググループ冨岡座長より、法定検査会・實政議長へ「ワーキンググループ中間報告書」の提出がなされる。

本年度は各種委員会の活動が活発に行われた年度でした。

特に、11条検査の受検率向上を主な目的として立ち上げられたワーキンググループは、法定検査の諮問機関として改正浄化槽法の施行も視野に入れた様々な観点から法定検査を討議・検討し、統括的に検査のあり方を模索することで、協会の進路決定に大きな布石を投じています。

１月17日、法定検査会へ提出されたワーキンググループの中間報告においては、これまでの様々な協議を通じ、法定検査の受検率向上や、設置者の浄化槽に対する分かり難さの解消、また、県内に於いて公平な維持管理を提供する為に、浄化槽関係者の行わなければならないとされている内容及び役割について一元化され、且つ、統一的に扱うことの出来る運営マニュアル等の必要性を認識し、「浄化槽維持管理システム運営マニュアル(仮称)」策定の提案がなされております。

（ワーキンググループ構成）

ワーキンググループは主に、浄化槽法第11条検査の受検率向上を目的に立ち上げられた法定検査の諮問機関であり、この目的の達成の為に関係業界、学識経験者行政、協会等を委員及び顧問としてグループを形成し、様々な角度から忌憚のない意見や情報交換を行い、包括的な取り組みの検討を行うこととなった。

座　長	冨岡庸一郎	維持管理部委員長
副座長	實政　　勲	検査担当理事（学識経験者）
委　員		（関係団体長）
	島田　好久	熊本県環境整備事業協同組合　　理事長
	正源司　渡	熊本県環境保全協会　会長
	武田　昭夫	熊本県浄化槽管理事業協同組合　理事長
	松尾　信裕	熊本市浄化槽団体連絡協議会　　代表幹事
	武田　正己	協同組合 熊本県環境技術協議会 理事長
	田中　慎一	熊本市浄化槽団体連絡協議会　　代表幹事
顧　問		熊本県環境保全課水保全対策室
		熊本市浄化対策課
		熊本県合併処理浄化槽普及促進協議会

各種委員会開催状況

開催日	委員会名 主な議題
６月21日	第１回総務委員会 諸表彰に係る候補者の選定　他
７月11日	第１回維持管理部委員会 法定検査の推進について　　他
７月13日	第１回施工部委員会 平成17年度委員会活動について　他
７月13日	第１回支部長会議 地域別連絡会議開催について　他
７月21日	第１回製造部委員会 平成17年度委員会活動について　他
７月28日	第２回総務部委員会 地域別連絡会議議題について　他
８月11日	ワーキンググループ会議 ワーキンググループ立ち上げについて
８月29日	第１回ワーキンググループ会議 法定検査の歴史的変遷について　他
８月31日	第３回総務部委員会 知事表彰に係る候補者の選定について　他
９月13日	（清掃、維持管理）長会議 法定検査に係る関係団体協力に関して　他
10月４日	第２回ワーキンググループ会議 法定検査の役割について　他
10月27日	第４回総務委員会 個人情報保護管理規程の策定について　他
11月８日	第３回ワーキンググループ会議 浄化槽維持管理体制について　他
11月11日	第５回総務委員会 情報公開に係る規程（案）等について　他
11月14日	第１回専門委員会 BOD分析体制の整備について　他
11月29日	第４回ワーキンググループ会議 浄化槽関係者の法的役割について　他
12月８日	第２回専門委員会 BOD分析体制の整備等について　他
12月14日	第１回事業技術委員会 コンパクト型浄化槽の水質問題　他
12月20日	第５回ワーキンググループ会議 今後の方針等の確認について（中締め）
１月17日	第６回ワーキンググループ会議 ワーキンググループ中間報告書の確認　他
１月23日	第３回専門委員会 新５ヵ年計画の策定について　他

理事会・法定検査会開催状況

理事会	5月13日	6月24日	10月27日	11月25日	1月17日
法定検査会					

理事(委員会)分担表

	委員会	委員長	委　員	業務内容
会長 皆吉　剛	総務委員会	横山英生	吉村　俊治	・財務、運営
			小薗　幸雄	・広報、啓蒙宣伝
			那須　良介	・対外折衝
			村本　征秀	・加入・脱会
			三浦　士郎	・会費及び手数料
			宮崎　龍也	・諸表彰関係
			前田　俊一	・各委員会の連絡調整
	事業技術委員会	島田好久	塚本　頼光	・各部会の運用
			福島　光悦	・技術指導
			村上　哲郎	・苦情処理
			高塚　誠次	・保証制度
			森山　　茂	・設備士及び管理士の指導育成
			冨岡庸一郎	
			上田　靖也	・各機関との連絡、折衝
			緒方　保正	・各種基準等の作成

(製造部委員会構成)

	氏　名	事　業　所　名
部会長	吉村　俊治	旭電業㈱
委員長	高塚　誠次	㈱ダイキアクシス熊本営業所
委員(熊本)	光永　光義	(有)光永商会
委員(熊本)	青木　義樹	九州ニッコー㈱
委員(熊本)	松本　　繁	松本実業㈱
委員(熊本)	坂東　敏夫	ヒノマル㈱
委員(熊本)	水田　伸三	新日豊工業㈱
委員(熊本)	西田幸之助	アムズ㈱熊本営業所
委員(熊本)	古閑　久章	(有)熊本浄化槽販売
委員(熊本)	農上　哲史	ニッシン工業熊本営業所
委員(熊本)	稲葉　義輝	(有)アイ・エヌ・ビー
委員(熊本)	村上　哲郎	(有)エム・ケイ・シー
委員(有明)	三浦　士郎	(有)サンコー
委員(県外)	小熊坂正規	フジクリーン工業㈱熊本営業所
委員(県外)	元木　武治	積水アクアシステム㈱
委員(県外)	十河　秀孝	㈱クボタ九州支社
委員(県外)	宮本　光範	ゼオン環境資材㈱熊本営業所
委員(県外)	川嶋　講志	㈱日立ハウステック西日本熊本営業所

(施工部委員会構成)

	氏　名	事　業　所　名
部会長	横山　英生	天草設備㈱
委員長	小薗　幸雄	技研工業㈱
委員(熊本)	塚本　頼光	㈱明誠設備
委員(熊本)	森田　和博	㈱森田設備
委員(熊本)	山崎　　勇	長神設備㈱
委員(熊本)	田中　利和	㈱八丁設備
委員(熊本)	今井　憲章	(有)いまい設備工業
委員(有明)	前田　満喜	(有)前田設備工業
委員(山鹿)	森山　　茂	(有)森山工業所
委員(山鹿)	田中　栄一	(資)とらや商会
委員(菊池)	土本　勝洋	(有)クドウ工業
委員(阿蘇)	村本　征秀	(有)村本設備工業
委員(山鹿)	上田　靖也	(有)福富建設
委員(宇城)	東田　慎一	(有)大東工業
委員(八代)	野田　義治	㈱野田設備
委員(水俣)	前田　俊一	(有)トシワ
委員(人吉)	緒方　保正	(有)緒方水道設備
委員(天草)	連川　仁視	連川設備

維持管理委員会構成

	氏　名	事　業　所　名
部会長	島田　好久	(有)水俣浄化槽管理センター
委員長	冨岡庸一郎	(有)旭総合メンテナンス
委員(熊本)	福島　光悦	(有)光水メンテナンス
委員(熊本)	武田　昭夫	武田施設産業(有)
委員(熊本)	内野　静子	(有)アクアサービス
委員(熊本)	正源司　渡	㈱健康舎
委員(有明)	那須　良介	㈱中央環境管理センター
委員(有明)	武田　正己	(有)玉名北部環境
委員(山鹿)	松岡　　修	(有)松岡清掃公社
委員(菊池)	日野　眞一	(有)日野環境
委員(阿蘇)	上村　　勝	(有)上村商会
委員(御船)	澤辺　逸雄	(有)甲佐衛生社
委員(宇城)	宮崎　龍也	(有)宮崎清掃社
委員(宇城)	三浦　博是	(有)小川清掃
委員(八代)	沢村　安博	(有)八代郡浄化槽管理センター
委員(八代)	宮崎　清五	協業組合　八代清掃公社
委員(人吉)	石崎　哲彦	(有)はと衛生社
委員(天草)	田　　譲二	大日本清掃(有)

(専門委員会構成)

各部会の部会長及び委員長で構成され、協会内部の検討事項を包括的に審議する。

	氏　名	部会	事　業　所
委員長	横山　英生	施工	天草設備㈱
委員	島田　好久	管理	(有)水俣浄化槽管理センター
	吉村　俊治	製造	旭電業㈱
	小薗　幸雄	施工	技研工業㈱
	冨岡庸一郎	管理	(有)旭総合メンテナンス
	高塚　誠次	製造	㈱ダイキアクシス熊本営業所

地域（保健所）別連絡会議開催

平成９年より毎年実施されている地域別連絡会議は、本年度に於きましても54の市長村の参加を頂き、11支部において以下の内容で実施されました。また、県環境保全課水保全対策室からも全支部にご出席頂き「浄化槽関係交付金」及び「浄化槽法の一部改正」に係るご説明を頂いております。

17年度地域別連絡会議議題

（県関係）
・浄化槽関係公布金について　（県　水保全対策室）
・浄化槽法の一部改正について（　〃　）
・保健所における浄化槽行政　（　保　健　所　）

（部会関係）
・施工部会：不適正施工の防止に係る事例報告
・維持管理部会：法定検査の推進・点検回数
・製造部会：市町村及びメーカーへの説明会について

（協会関係）
・個人情報保護について
・浄化槽の放流水質及び計量事業について
・平成18年度「全国浄化槽技術研究集会」について
・設置届け時の領収証の添付について

（日程及び会場一覧）

支部名	開催場所	懇親会	会議出席者数	
開催日			市町村	会員
御　船	御船町カルチャーセンター	○	5	15／25
８月９日				
宇　城	ホワイトパレス	○	4	21／36
８月12日				
天　草	河丁	○	10	32／56
８月19日				
人　吉	国民宿舎「くまがわ荘」	○	10	19／33
８月24日				
八　代	八代グランドホテル	○	3	20／43
８月25日				
菊　池	菊池保健所	—	4	8／10
８月30日				
山　鹿	富士ホテル	—	3	8／15
９月２日				
阿　蘇	勤労者いこいの村	—	4	4／16
９月14日				
水　俣	あらせ	○	3	12／19
９月８日				
有　明	司ロイヤルホテル	○	7	13／22
９月９日				
熊　本	メルパルク熊本	○	1	31／70
10月７日				

熊本工業高校インターンシップ就業体験

今年で４回目になる高校生の就業体験、インターンシップは12月５日(月)～９日(金)までの５日間の日程で（古賀雅志・豊田裕亮）２名の熊本工業高校・工業化学課の生徒を迎え入れました。

例年生徒達に好評なのは現場作業ですが、本年度は検査員の都合で１日しか連れてゆけず残念な思いをしてたようですが、充分、汚水処理の実情を理解してもらえたようです。

受け入れ側として毎回驚かされるのは生徒達のスキルの高さで、高校２年生でもＰＣの操作に関してはワード・エクセル等の基礎的な操作はマスターしており、協会のＰＣを使い書類作成業務をミスなくこなしてくれました。

協会の業務において最も体力を消耗するのが、ＢＯＤ分析における洗浄作業です。検査員25名分の採水瓶約350本、分析用のフラン瓶約2000本と次から次に出てくる洗いものを４工程にわけ洗浄しなければなりません。若い生徒達でも筋肉痛が起こったようです。

５日間にわたり生徒達は真面目な態度で職員に接し、きちんとした挨拶で就業体験をしめくくってくれました。

生徒の感想文

（実習内容）　工業化学科　**豊田　祐壱**

僕はこのインターンシップの前までは、浄化槽のことは全く知りませんでした。ですから、浄化槽が車ぐらいの大きさと聞いたときはとても驚きました。色々な専門用語も出てきたので正直分からないところもありましたが、皆さんの説明のおかげで浄化槽協会の仕事を知ることができました。それに法定検査で実際に浄化槽を見ることが出来、より詳しく構造をしることができました。また、水質分析では、見慣れない機器ばかりでした。僕はケースや蓋を洗う仕事が中心でしたが、横目で他の人の仕事を見ていると、どれも難しい仕事ばかりで、やっぱりプロは違うなと思いました。

（感想及び反省点）　工業化学科　**古賀　雅志**

今回のインターンシップで感じたことは、仕事をすることの大変さを感じることができました。２日目にさせていただいた浄化槽法定検査体験では外での仕事なのでとても寒く大変でした。３日目に体験した事務体験では、整理しなくてはいけない書類がたくさんあり、大変な仕事だと感じました。４・５日目の水質補佐体験では検体が多いときには、ビン洗いやBODの検査はとても多くて大変だなと思いました。

今回のインターシップで色々なことを学ぶことができました。事業概要説明での担当の野口さん、浄化槽法定検査体験での担当の大村さん、事務体験担当での担当の松本さん、水質分析補佐体験での小野さん、全体を通して担当してただいた和田さんなど浄化槽協会の多くの人に大変お世話になりました。

１週間ありがとうございました。

お知らせ

個人情報保護並びに情報公開規程に係る会員への意見募集について（報告）

1：募集期間　＊平成17年11月28日～平成18年１月６日

2：募集対象　＊協会会員　(359社)
＊保健所　(10保健所)
＊市町村　(60市町村)

3：募集結果　３社からの意見
内容　＊個人情報保護規程(案)等について周知のための説明会開催要望
＊規程施行後の協会業務の事務取扱い変更点等についての説明会開催の要望（２社同意見)

4：協会の回答　３社への意見回答（案)
＊18年度地域別連絡会議等による周知
＊18年度発行の協会機関誌による会員への周知

5：今後の対応（案)
＊ホームページ掲載による周知
＊総会開催日における説明会開催
＊18年度地域別連絡会議等による周知
＊18年度発行の協会機関誌による会員への周知

社団法人熊本県浄化槽協会における個人情報保護及び情報公開に関する取組み

1　趣　旨

1）社団法人熊本県浄化槽協会（以下「協会」）は、協会業務に関連し、多くの個人情報を保有するものであり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（以下「法」）（平成17年４月全面施行）に基づく個人情報取扱事業者としての責務を果たすために、個人情報保護基本方針及び個人情報保護管理規程等を定め、個人情報の適正な取扱いに努める。

2）情報公開については、既に法律（情報公開法）及び熊本県情報公開条例等が施行（平成13年４月）され、国民の知る権利を尊重する制度として定着しつつある。

このような中、協会は、協会業務の透明性を確保するために、情報の一層の公開が重要であることを認識し、協会の保有する文書の開示の申出があった場合の対応等に関し、必要な事項を定めた規程を定めることにより、公平で民主的な協会運営の推進に努める。

2　個人情報保護基本方針

この基本方針は、「個人情報について、法及び熊本県個人情報保護条例の関係法並びに協会が定めた個人情報保護管理規程等に基づき、協会職員等に対して、周知・　指導の徹底を図り、適正にこれを取扱う」旨の協会としての個人情報保護に関する取組みを明らかにしたもの

3　個人情報保護管理規程

⑴　この規程は、当協会における個人情報の適正な取扱いを確保するために、法の趣旨を踏まえ、更に熊本県個人情報保護条例の規定などを参考にしつつ、法が要求する対象事業者としての具体的な責務について、その事務手続きを定めている。

このため、個人情報の収集・利用及び提供、開示・訂正請求、利用の停止・消去・提供の停止請求・苦情処理等の手続きなど30数条にわたる規程となっている。

⑵　この規程を、的確に運用することにより、個人情報の適正な取扱、開示等手続きの明確化が図られ、個人情報取扱事務を公正､中立に遂行できその結果、個人情報本人の安心と信頼を得ることができるとともに、取扱事業者たる協会の社会的責務が果たされ、社会的信用を得ることができる。

4　保有個人情報適正管理措置事項

この措置事項は、個人情報保護管理規程第８条の規程を踏まえ､当協会における保有個人情報の管理体制、情報システムの安全の確保など個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止等のための具体的措置について定めている。

5　個人情報保護に関する役員・職員管理規則

この規則は、個人情報取扱事業者の業務を適正に履行するに当たって、「個人情報保護管理規程」及び「保有個人情報適正管理措置事項」に基づき、本協会の業務に従事する全ての役員及び職員（アルバイト職員、パート職員も含む。以下同じ）がなすべき行為に関して必要な事項を定めている。

6　情報公開規程

⑴　この規程は、協会業務の透明性の確保とともに、公平で民主的な協会運営の推進に資することを目的とし、協会の保有する文書の開示を求める申出があった場合の手続き、情報の積極的な提供を行う協会の責務に関し必要な事項を定めている。

⑵　この規程を的確に運用することにより、文書の開示手続きの明確化とともに、情報の積極的な提供が行われ、協会に対する理解と信頼を深めることができる。

「浄化槽設置届出書」の変更について

浄化槽法及び環境省令の一部改正（平成18年２月１日施行）に伴いまして、浄化槽設置届出書の誓約書及び第７条・11条検査委任状を一部変更しました。

また、今回の改正の趣旨は、水環境の保全等の観点からの規定の整備、及び適正な維持管理の徹底であり法定検査の実施の確保もその一つであります。

そこで今回、

浄化槽法第７条・11条検査依頼書（検査依頼書設置者控）

を追加しました。

今回の変更で複写用紙を工夫し、記入しやすいように配慮しておりますが、みなさまの記入時のご理解ご協力をお願いします。

また検査手数料払込用紙と浄化槽設置届出書（浄化槽法第７条・11条検査依頼書）との同一登録番号でのご使用も合わせてお願いします。

なお従来の５枚複写の浄化槽設置届出書については、当協会で交換（無償）いたします。

１．改正（変更）内容

浄化槽設置届出書（別記１号様式）の誓約書　及び　第７条検査委任状

	改正前		改正
①	「誓約事項２　第４条第５項及び第６項」	→	「第４条第７項及び第８項」
②	「誓約事項５　浄化槽の使用開始６ヵ月後」	→	「浄化槽の使用開始３ヵ月後」
③	「環境省関係浄化槽法施行規則第４条第２項」	→	「施行規則第４条第３項」

２．お願い

設置届出書（浄化槽法第７条・11条検査依頼書）と払込票について

別記４号の２様式

「浄化槽タウンミーティング」開催

環境省では、地域住民・市町村長・都道府県担当者・国・学識経験者・技術者・環境NPO等による対話形式のタウンミーティングを開催し、家屋がまばらな地域での汚水処理施設の整備のあり方等、地域特性に応じた生活排水対策について、コンセンサスの形成（意識改革）等を図るため「浄化槽タウンミーティング」を開催されております。

平成17年度は６都道府県で開催が予定されておりますが、熊本市においても開催が予定されておりますので、振るってのご参加をお願いいたします。

尚、タウンミーテングの詳細は以下の通りです。

(目　　的) 非水洗化地域の速やかな解消と生活排水の適正な処理を推進するため、経済的・効率的な浄化槽の整備を促進する普及啓発事業を実施する。
(主　　催) 環境省
(協　　力) 都道府県・市町村
(講演内容) ・環境省による浄化槽事業の概要説明
・基調講演
・パネルディスカッション
・事例紹介
(参加対象) 市町村長（職員）、市町村議員、都道府県、浄化槽関係業者、地域住民
(開催予定) 17年度全国６箇所
(熊本開催) 日時：平成18年２月20日（月）
13:00～16:00
場所：メルパルク熊本
熊本市水道町14-11

開催
２月20日(月)

浄化槽タウンミーティング熊本

生活排水対策としての浄化槽の普及促進

入場無料

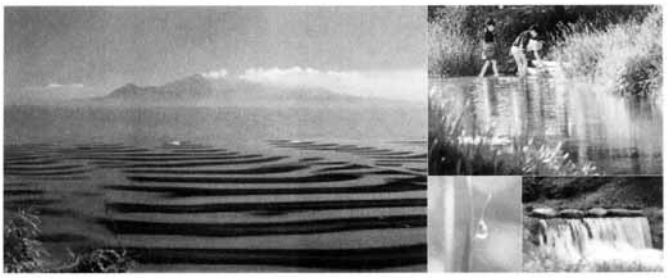

日時 平成18年 2月20日[月]
13:00～16:00

会場 メルパルク熊本(熊本市水道町14-1)

● 基調講演
『よい子が元気で遊べる水辺を』
須藤 隆一　埼玉県環境科学国際センター総長／NPO法人環境生態工学研究所理事長

● パネルディスカッション
「浄化槽の普及促進策について」
◎コーディネーター
須藤 隆一　埼玉県環境科学国際センター総長／NPO法人環境生態工学研究所理事長
◎パネリスト
今村 輝昭　南阿蘇村長
皆吉 剛　(社)熊本県浄化槽協会 会長
池田 千恵子　主婦・環境カウンセラー
松原 徳和　環境省廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室長

● その他
浄化槽カットモデル展示／
パネルの展示／ビデオの上映

全国浄化槽技術研究集会　開催日決定！

前号の協会ニュースでもご報告致しました、財団法人日本環境整備教育センター主催「全国浄化槽技術研究集会」の18年度熊本における開催日、及び開催場所が正式に決定しましたのでご報告致します。

（1）開催期間　　平成18年**10月４日（水）５日（木）**

（2）開催場所　　熊本市　阿弥陀寺町
ニュースカイホテル

平成17年度は富山県において10月11・12両日に開催されました。全国より1400名を超える来場者を数え、年々大きなイベントとなっております。

熊本県浄化槽協会からの技術研究発表は「生分解プラスチックによる脱窒実験」と県立大学による「浄化槽における環境ホルモンの分析」(仮称) が予定されております。

編集後記

平成17年度は各種委員会が活発に開催された年度でした。特にワーキンググループの活動は今後の協会運営の大きな舵取りを示すことになろうかと考えます。本誌協会ニュース19号は各種委員会活動の詳細を中心に編集しました。

また、18年10月にはいよいよ「全国浄化槽技術研修集会」が熊本において開催されます。熊本県浄化槽協会からは「生分解プラを使った脱窒に関する研究」を発表の予定です。脱窒の条件の１つに「流入汚水のBOD濃度が窒素濃度の３倍を下回らないこと」があります。し尿のBOD対T－N比は1.9～2.5で、単独的な使用しかされていない浄化槽においては、脱窒菌が働く条件が整わず窒素除去できません。一般的にはメタノール等の水素供与体を添加して汚水中の有機物質を上昇させますが、それに代わって生分解性プラスチックで脱窒素を促進させるという実験です。

現在、試験室における簡単な脱窒実験は成功しています。現実の浄化槽にどの程度のプラが必要かを計算し、実際の浄化槽に設置しようという段階です。

会員の皆様にもご協力をお願いすることがあろうかと考えますので、その折は宜しくお願い致します。

編集担当　環境科学分析センター
野口　憲行

発行日：平成18年２月１日
発行人：皆　吉　　剛

社団法人 熊本県浄化槽協会
本部／〒862-0965 熊本市田井島３丁目９番18号
TEL (096) 370 - 3355　FAX (096) 370 - 3388